

**「豊島区自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例」
に関するQ & Aについて**

	ご質問	回 答
Q 1	なぜ、自転車損害保険等への加入を義務化するのか。	近年、豊島区内での自転車が絡む事故が増加しています。また、自転車事故による1億円近くの高額賠償請求事例が全国各地で散見されるなど、自転車事故に対する社会的な責任の重みが増してきております。そうした中、区では自転車事故を起こした際の被害者救済や加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車損害保険等への加入義務付を行います。
Q 2	自転車損害保険等とはどのようなものがあるか。	自転車損害保険等とは、自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を補填するための保険又は共済等です。 ① 個人の方には、個人賠償責任保険を含め火災保険や傷害保険、自動車保険の特約として付帯するものや共済、TSマーク付帯保険など多様な種類があります。 ② 事業者には、施設所有者賠償責任保険やTSマーク付帯保険などがあります。
Q 3	新たに契約する必要はあるか。	Q 2から、すでに自転車損害保険等に加入している場合や加入していても認識がない場合も考えられることから、まずは、現在契約している保険の内容をご確認いただくようお願いいたします。
Q 4	保険加入義務に違反すると罰則があるのか。	この条例では、保険加入は義務ですが、加入しなくても罰則はありません。自動車の自賠責保険とは異なり、自転車保険にはさまざまな種類があり加入状況の把握が困難なため、罰則規定は設けません。
Q 5	区で加入できる保険はあるか。	「区民交通傷害保険」の中に「自転車賠償責任プラン」を付けることができます。 なお、区民交通傷害保険は、加入の申込期間が決まっており、例年2月初めから3月末の開庁日（平日）までの申込みとなっています。
Q 6	一度加入すれば良いのか。	区民交通傷害保険は保障期間が1年間となっており、また、多くの保険も保障期間は1年間です。有効期間が過ぎる前に更新するか、別の保険に加入する必要があります。まず、保険の加入状況をご確認ください。
Q 7	事業者（企業	個人が加入する自転車損害保険等は、業務での事故に対応し

	等) が加入する保険は何か。	ていない場合があるため、事業者は業務上の賠償事故を保障する保険等（施設所有管理者賠償責任保険等）への加入が必要になります。詳しくは、各損害保険会社や共済などの取扱店にご確認ください。
Q 8	自転車小売業者はなにをしたらよいのか。	自転車を販売するときは、購入者に対して自転車損害保険等の加入の有無について、口頭などにより確認をお願いします。なお、保険加入の有無を確認した結果「わからない」または「加入していない」との回答を受けた場合は、保険の必要性、保険加入の義務化等の情報を提供していただくこととなります。
Q 9	区外から自転車で区内に入る時も保険に入っている必要があるか。	豊島区内において、自転車を利用するときは条例の適用を受けるため、区外から乗り入れる場合でも自転車損害保険等に加入する必要があります。